

新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成14年神奈川県規則第43号）

新			旧		
<p>附 則 1～6 （略） 7 附則別表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水指定物質ごとの許容限度についての規制基準は、<u>当分の間</u>、改正後の別表第9の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。 8 （略） 附則別表</p>			<p>附 則 1～6 （略） 7 附則別表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する事業所に係る排水指定物質ごとの許容限度についての規制基準は、<u>令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間は</u>、改正後の別表第9の表の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。 8 （略） 附則別表</p>		
(単位 mg/l)			(単位 mg/l)		
物質の種類	業種又はその他の区分	許容限度	物質の種類	業種又はその他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	(削除)		ほう素及びその化合物	電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	30
	温泉を利用する事業所	300		温泉を利用する事業所	500
ふっ素及びその化合物	(削除)		ふっ素及びその化合物	電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	15
	昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	30		昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	30
	(略)			(略)	
(削除)			備考 1 「乙水域」とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域のうち規則第36条第2項に規定する水域及び海域を除く水域をいう。		
備考 （略）			2 （略）		